

# 株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号  
佐世保重工業株式会社  
代表取締役  
社 長 森 島 英 一

## 第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下いよいよご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月23日（水曜日）午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成22年6月24日（木曜日）午前10時  
（開場は午前9時30分となります。）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号  
ロイヤルパークホテル 2階 東雲の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 (1) 第88期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第88期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決 議 事 項  
第 1 号 議 案 剰余金の処分の件  
第 2 号 議 案 取締役7名選任の件  
第 3 号 議 案 監査役1名選任の件  
第 4 号 議 案 補欠監査役1名選任の件  
第 5 号 議 案 監査役の報酬額改定の件

以 上

- 
- \* 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - \* 添付書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.ssk-sasebo.co.jp>）に掲載しますのでご了承ください。

## 事業報告

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、政府による景気刺激策や、昨年夏頃からアジアを中心として世界的に景気回復傾向が鮮明になってきたこと等により企業収益に底入れの兆候が見られる一方、雇用情勢の回復が鈍く、デフレの長期化が懸念される等、景気動向については依然先行き不透明な状況で推移しました。

造船業界においては、造船各社が一定の受注残を抱えていることや海運市況の低迷、船舶金融収縮の影響等により新造船商談の進展が遅れた結果、2009年の世界の新造船受注量は、前年比63.1%減少し32,495千総トンとなりました。また、わが国の新造船受注量も前年比49.6%減少し7,426千総トンとなりました。一方で新造船供給能力は増加を続け、2009年の世界の新造船竣工量は前年比13.6%増加して史上最高の76,914千総トンとなり、わが国の新造船竣工量も前年比1.3%増加し18,893千総トンとなりました。機械業界においては、設備の過剰感から国内民間設備投資が大幅に減少しましたが、当社主力製品であるクランク軸については需要の伸び鈍化があったものの、堅調に推移しました。

こうした状況において当社グループは、連結受注高については、新造船の受注を行わなかったこと等から前期比67.9%減少の13,548百万円となりました。連結売上高については、新造船の建造隻数が減少したこと等から前期比17.8%減少の63,692百万円となり、この結果、当期末の連結受注残高は前期末比27.2%減少の174,212百万円となりました。損益面では、鋼材価格の下落による受注工事損失引当金の戻入益計上及び不採算となっていた橋梁事業からの撤退に伴う鉄構部門の採算改善等により、連結営業利益は前期比13.9%増加の8,031百万円、連結経常利益は前期比6.6%増加の7,400百万円となりました。連結当期純利益は、前期と比べ特別損失が減少したこと等から20.8%増加の3,733百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

① 船舶

船舶部門の受注高は、海上自衛隊や米海軍艦船等の修理工事及び一般商船の修理工事等6,449百万円となり、前期比79.9%減少しました。売上高は、新造船及び修理船工事で52,645百万円となり、前期比16.8%減少しました。当期に引渡した新造船は、115千重量トン原油タンカー3隻、115千重量トンプロダクトタンカー2隻、180千重量トンバルクキャリアー3隻の計8隻です。受注残高は、新造船26隻に修理船を含め169,083百万円となり、前期末比25.5%減少しました。損益面では、鋼材価格の下落に伴う受注工事損失引当金の戻入益が計上されたものの、新造船において採算の厳しい工事が売上に計上されたこと等により、営業利益は前期比3.9%減少の6,304百万円となりました。

② 機械・鉄構

機械・鉄構部門の受注高は、機器工事として船舶用機器や一般産業機械等146件、鉄構工事として16件、金額にして6,013百万円となり、前期比33.3%減少しました。売上高は9,961百万円となり、前期比23.5%減少しました。受注残高は5,129百万円となり、前期末比58.9%減少しました。損益面では、機械部門が売上高の減少により減益となったものの、不採算となっていた橋梁事業からの撤退に伴い鉄構部門の採算が改善したこと等により営業利益は前期比25.5%増加の2,960百万円となりました。

③ その他

主な事業の内訳は、給食事業その他で、受注高は1,085百万円となり、前期比4.7%減少しました。売上高は1,085百万円となり、前期比4.7%減少しました。営業利益は、前期比13.9%減少の99百万円となりました。

なお、連結営業利益は消去及び全社に含めた配賦不能営業費用を加え、8,031百万円となりました。

## 事業のセグメント別の業績

### 部門別受注高・売上高・受注残高

(単位：百万円)

区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
船 舶 部 門 (新 造 船 改造・修理船)	(新造船 一隻) 一千重量トン 6,449	(新造船 8隻) 1,112千重量トン 52,645	(新造船 26隻) 2,757千重量トン 169,083
機 械 ・ 鉄 構 部 門	6,013	9,961	5,129
そ の 他	1,085	1,085	—
合 計	13,548	63,692	174,212

- (注) 1. 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額1億円以上かつ工期1年超(艦船修理工事に関しては3ヶ月超)の工事については工事進行基準を、その他の工事については、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を当期から適用し、当期の期首に存在する工事契約を含む全ての工事契約において、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 受注残高は、工事完成基準で記載しております。当期末の受注残高の内、船舶部門19,932百万円、機械・鉄構部門629百万円を工事進行基準による売上高として計上しております。

### 売上高に占める輸出の割合及び主要輸出先国

区 分	輸出割合	主 要 輸 出 先 国
船 舶 部 門	74.4%	香港、シンガポール、リベリア、パナマ
機 械 ・ 鉄 構 部 門	0.0	イギリス
計	74.5	

### (2) 設備投資及び資金調達の状況

- ① 当期の設備投資総額は、5,429百万円で、これは主として新造船設備の更新及び機械設備の増強等のためのものです。
- ② 当期の資金調達については、設備投資のための投資資金等に対応するため長期借入金9,940百万円等の調達を行いました。この結果、当期末の借入金残高は、13,683百万円となり、前期末比9,681百万円増加しております。

### (3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界経済の回復と共に景気持ち直しの動きがさらに鮮明になると見込まれますが、雇用情勢の改善が遅れているなど自律性に乏しく、世界経済についても依然として景気下振れリスクがあるなど、順調な回復に至るまではもう少し時間が必要であると予想されます。

造船業界においては、鉄鉱石等資源価格の上昇による原材料・資機材価格の高騰が懸念されますが、韓国・中国を中心に新造船契約の新規成約も増加してきております。ただしその価格は低水準で推移しており、新造船供給能力が需要を大幅に上回っている等、今後の受注動向については不透明な状況です。また、国内造船所については、長期化する円高への対応や韓国・中国との競争に打ち勝つための更なる競争力の強化、ベテランから若手への技能伝承等が引き続き大きな課題となっています。

機械業界においては、国内の本格的な景気回復にはもう少し時間が必要と見られることから設備投資は引き続き低調に推移するものと見込まれます。当社の主力製品であるクランク軸など船舶用機器業界においても新造船マーケットの低迷等により採算性の悪化が予想されます。しかし新造船受注が増加傾向にあることなどから今後は需要が回復していくものと予想されます。

こうした状況において当社グループは、引き続き足許を固めた事業展開の徹底、事業・投資の選択と集中、経営基盤の更なる強化を行うことにより、予想される厳しい経営環境に対応し、全社決算の改善につなげるよう努力を続けてまいります。なお、平成20年度にて終了した「新・中期経営計画」に続く中期的な経営計画については、経済情勢の不透明性が改善された時点で改めて策定することとし、平成22年度についても1年ごとの経営計画を策定して、これを着実に実行していくことといたしました。

その中で船舶部門では、新造船については更なる製造コストの引き下げによる競争力強化と戦略船種の開発・受注活動を行ってまいります。修理船については、引き続き地の利を生かして海上自衛隊や米海軍等の艦船修理に注力することにより艦艇事業を強化するほか、一般商船修理では受注拡大及びコストダウンを進めます。機械部門では、これまでの設備投資の効果を最大限発揮してコストダウンを強化するとともに機種拡充により受注量の確保を行い、更なる収益力強化を図ります。

なお、鉄構部門については全社収益力強化の観点から手持工事の完工後に橋梁事業から撤退することを決定しており、今後は水門・港湾構造物に限定して機械事業の一部として継続してまいります。

以上により、引き続き当社の伝統を活かし、さらに時代の変化を先取りすべく自己変革を追求し、全社一丸となって厳しい時代を勝ち抜いていく所存です。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第85期	第86期	第87期	第88期 (当期)
	平成18年4月から 平成19年3月まで	平成19年4月から 平成20年3月まで	平成20年4月から 平成21年3月まで	平成21年4月から 平成22年3月まで
売 上 高	53,846	66,637	77,464	63,692
経 常 利 益	2,245	3,294	6,939	7,400
当 期 純 利 益	2,627	2,958	3,091	3,733
1株当たり当期純利益(円)	16.23	18.33	19.26	23.27
純 資 産	19,723	20,448	21,733	25,126
1株当たり純資産(円)	121.81	127.42	135.43	156.57
総 資 産	73,274	84,707	84,489	80,840

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

#### (5) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
佐 重 工 興 産 (株)	佐世保市	50百万円	100.00%	土木・建設等
佐世保マリン・アンド・ ポートサービス(株)	同 上	50	100.00	曳船業務
(株) サセホ興産	同 上	20	100.00	給食販売業等
佐世保重工生産サービス(株)	同 上	10	100.00	運輸業等
(株) つくもサービス	同 上	10	100.00	警備・ビルメンテナンス業等
佐世保重工設計(株)	同 上	10	100.00	設計業務

(注) 連結子会社は上記6社であります。なお、平成22年3月30日付にて(株)西九州商事は清算結了いたしました。

#### (6) 主要な事業内容

1. 船舶の製造及び修理
2. 陸用・船用機械機器の製作、修理
3. 鉄構造物の製作、修理
4. その他  
警備及び清掃業、給食場及びゴルフ場経営、運輸業、設計業務請負等

## (7) 主要な営業所及び工場

佐世保重工業株式会社

本社 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

佐世保造船所 長崎県佐世保市立神町

支社・営業所

大阪支社 (大阪市北区)

福岡営業所 (福岡市博多区)

佐重工興産株式会社

長崎県佐世保市

佐世保マリン・アンド・ポートサービス株式会社

長崎県佐世保市

株式会社サセホ興産

長崎県佐世保市

佐世保重工生産サービス株式会社

長崎県佐世保市

株式会社つくもサービス

長崎県佐世保市

佐世保重工設計株式会社

長崎県佐世保市

## (8) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
船舶部門	889名	16名
機械・鉄構部門	198	△75
その他	366	8
全社(共通)	218	18
計	1,671	△33

- (注) 1. 人員の減少は、主として定年退職及び再雇用者の雇用期間満了によるものであります。  
2. 当期より、事業の種類別セグメントを変更したため、区分の組み替えを行っております。

## (9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社親和銀行	6,662百万円
住友信託銀行株式会社	1,350
株式会社あおぞら銀行	975
株式会社十八銀行	936
株式会社西日本シティ銀行	695
農林中央金庫	540
株式会社三菱UFJ信託銀行	500

## 2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 353,675千株  
(2) 発行済株式の総数 161,955千株 (自己株式1,478,734株を含む)  
(3) 株主数 18,201名  
(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
新 日 本 製 鐵 株 式 会 社	15,658千株	9.76%
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	15,110	9.42
吉 田 海 運 株 式 会 社	6,147	3.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,753	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,659	2.90
シ ン コ ウ 株 式 会 社	4,150	2.58
佐 世 保 重 工 業 佐 栄 会	2,671	1.66
株 式 会 社 親 和 銀 行	2,590	1.61
株 式 会 社 福 岡 銀 行	2,590	1.61
佐 世 保 市	1,502	0.95

(注) 持株比率は、自己株式(1,478,734株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	森 島 英 一	
取 締 役 専務執行役員	加 藤 陽 一	社長補佐 佐世保造船所長
取 締 役 専務執行役員	宮 崎 尊 徳	社長補佐 新造船事業部長
取 締 役 常務執行役員	小 林 勉	コーポレート部門長
取 締 役 常務執行役員	種 村 輝 幸	機械・鉄構事業部長兼大阪支社長
※取 締 役	橋 本 英 二	新日本製鐵(株)執行役員 (株)メタルワン執行役員
※取 締 役	鈴 木 徹 男	中部鋼鉄(株)社外取締役 川岸工業(株)社外取締役
常勤監査役	内 野 秀 幸	税理士
常勤監査役	永 野 健 彦	
監 査 役	森 三 四	(株)親和銀行取締役常務執行役員 弁護士
監 査 役	西 本 恭 彦	藍澤証券(株)社外監査役 (株)タムロン社外監査役 (株)RISE社外監査役

- (注) 1. ※印は、平成21年6月24日開催の第87回定時株主総会で新たに選任され、就任いたしました。また、同日、取締役山中康裕、内田純司の両氏は退任いたしました。
2. 監査役森三四氏は、平成22年3月31日辞任いたしました。
3. 取締役橋本英二、鈴木徹男の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役内野秀幸、森三四、西本恭彦の3氏は社外監査役であり、当社は(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に対し、内野秀幸、西本恭彦の両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 取締役種村輝幸氏は、平成22年4月1日付で、当社取締役常務執行役員機械事業部長兼大阪支社長に就任しております。
6. 監査役森三四氏は、平成22年4月1日付で、(株)親和銀行取締役常務執行役員を退任しております。
7. 常勤監査役内野秀幸氏は、税理士の資格を有し、かつ経理部門等での30年間の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 常勤監査役永野健彦氏は、当社経理・財務部門での20年間の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 監査役森三四氏は、(株)親和銀行において、財務及び税務に関する実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

## (2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役	6名	152百万円
(うち社外取締役)	一名	一百万円
監査役	4名	32百万円
(うち社外監査役)	3名	19百万円

(注) 上記のほか、平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を下記のとおり支給しております。

- ・退任取締役 1名 18百万円

## (3) 社外役員に関する事項

## ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	橋本英二	新日本製鐵(株)	執行役員	新日本製鐵(株)は、当社株式数の9.76%を保有する大株主であります。
取締役	鈴木徹男	(株)メタルワン	執行役員	(株)メタルワンは、当社株式数の9.42%を保有する大株主であります。また、同社は当社の主要な取引先であり、当社は同社との間で鋼材仕入等の取引関係があります。 なお、当社と中部鋼鉄(株)並びに川岸工業(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
		中部鋼鉄(株)	社外取締役	
		川岸工業(株)	社外取締役	
監査役	森三四	(株)親和銀行	取締役常務執行役員	(株)親和銀行は、当社株式数の1.61%を保有する大株主であります。また、同社は当社の主要な借入先であります。
監査役	西本恭彦	藍澤證券(株)	社外監査役	当社と藍澤證券(株)、(株)タムロン並びに(株)RISEとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		(株)タムロン	社外監査役	
		(株)RISE	社外監査役	

- (注) 1. 監査役森三四氏は、平成22年3月31日辞任いたしました。  
2. 監査役森三四氏は、平成22年4月1日付で、(株)親和銀行取締役常務執行役員を退任しております。

## ② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	橋本英二	当事業年度開催の取締役会の6割に出席し、主として経営者の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	鈴木徹男	当事業年度開催の取締役会の9割に出席し、主として経営者の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤 監査役	内野秀幸	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の9割に出席し、主に税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役	森三四	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の7割に出席し、主に金融機関の経営者としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役	西本恭彦	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の9割に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役の全員は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		新日本有限責任監査法人
①	公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	45百万円
②	公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の報酬	—
③	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条、同第337条第3項に該当するなど、監査役会が監査役全員の同意により、当該会計監査人を解任することが相当であると認めた場合には解任することができ、また、監査役会が当該会計監査人を解任するに正当な理由または不再任するに合理的な理由があると認めた場合には、監査役会は取締役からの株主総会の目的としたい旨の提案に同意する外、当該会計監査人の解任、不再任について同様の理由があると認めた場合には、株主総会の目的とすることを取締役に請求することができます。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、平成21年10月、それまでの社是に代わり、「企業理念」、「旗印」及び「社員行動指針」を制定したこと並びに平成21年7月、法務倫理委員会に代わりリスク管理・コンプライアンス委員会を設置したことに伴い、平成22年2月24日開催の取締役会において、下記の通り、内部統制システムに関する基本方針の一部改定を決議しました。

### 記

当社は、下記の「企業理念」、「旗印」及び「社員行動指針」を経営の拠り所としている。

#### ① 企業理念

地元の期待に応え、日本社会の役に立ち、世界からも信頼されるものづくり企業になろう、そうあり続けよう。

#### ② 旗印

「伝統と変革」

#### ③ 社員行動指針

一、安全を最優先に行動し、顧客の信頼に応えうる品質とサービスを提供する。

二、伝統を活かしつつ変革を進め、技術の研鑽と創意工夫に努める。

三、正しい倫理観をもち、規律を重んじて、誠実と公正に徹する。

四、対話と協調で、活力ある明るい職場をつくる。

五、美しい地球を次世代につなぐため、環境保護に努める。

そして、企業体制を効率的で適法なものとして、より強固なものにしていくことにより企業価値の向上を図ることを内部統制システムの基本方針とし、会社法に定められている体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を次のように定める。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 代表取締役社長がその精神を役職員に繰り返し伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

② 「SSK行動基本原則」（平成15年1月1日制定、平成22年2月18日再制定）の徹底を図る。

③ 社長を委員長とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しており、リスク管理及びコンプライアンスに関する会社方針の策定、及び重要な問題を審議し、その結果については取締役会へ報告する。これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と対策実施に努める。

④ 当社、子会社及び協力業者の役員並びに従業員が法令違反の疑義がある行為を発見した場合の通報手段として、「ご意見箱」及び社外の弁護士事務所並びにリスク管理・コンプライアンス委員会へ直接通報する仕組みの「SSKグループ法令遵守電話ホットライン」を設置しており、更に公益通報者保護法に準拠した、通報者及び通報案件の取扱いに関する規程及びマニュアルを整備し、実効性の確保を図る。

- (2) 取締役会の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 当社は、法令・社内規程に基づき、情報等の保存、及び管理を行う。
  - ② 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務の執行を監督・監査するに際し必要と認められるときはいつでも閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
  - ① 業務フローを可視化し、内在するリスクの把握と極小化を図る仕組みの整備・構築を図る。
  - ② コンプライアンス、環境、災害、品質、契約、与信、市況変動及び情報セキュリティに係わる個別リスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任者を置く。
  - ③ 新たに生じたリスクについてはリスク管理・コンプライアンス委員会で審議を行うほか、必要に応じて対策委員会等を設置するなど速やかに対応し、リスクの極小化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 経営上の重要な業務意思決定を行う取締役会、並びに経営の基本方針や総合的執行方針及び重要な経営政策事項を総合的に審議を行う経営会議を毎月1回開催しており、必要に応じてこれらを臨時開催する。
  - ② 執行役員制度の整備により、取締役会の活性化と経営の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図る。
  - ③ 社内規程に基づき、職務の執行において必要な審議・決裁体制を規定し、必要に応じ具体的施策等の意思決定にかかわる権限委譲を行う。
  - ④ 取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標に基づく中長期経営計画を策定し、計画の進捗をレビューする。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社の監査室（内部監査部門）において当社及び子会社の定期的監査を行い、社長がその報告を受けると共に、当社のリスク管理・コンプライアンス委員会において、企業グループのコンプライアンス並びに業務の効率性等の面から監査報告内容を検討し、課題の把握と共に必要な是正を指示する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。
- (7) 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項  
当該人事については、監査役会の意見を尊重するものとし、独立性の確保を図る。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は監査役との間で意見交換するなど適切な意思疎通を図る機会を定期的に設け、また監査役が取締役会に加え、経営会議やリスク管理・コンプライアンス委員会など重要な会議に出席できるものとし、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握できるよう協力する。
  - ② 監査役が主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることができるものとする。
- (9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査役が監査室（内部監査部門）及び会計監査人との連携を通じて、実効的な監査が実施できるよう協力するものとする。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、「財務報告に係る内部統制の構築・評価の基本方針書」を別途定め、最高責任者である代表取締役社長の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用・評価する体制を構築する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、当社及びグループ各社が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の拒絶に努めることを基本的な考えとする。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (i) 対応部署及び不当要求防止責任者
- 不当要求に対する所轄部署として、本社にコーポレート総務部、佐世保造船所に造船所総務部をそれぞれ設置し、それぞれの総務部長を責任者とする。また、大阪支社及び各営業所における対応についてはコーポレート総務部の指示に基づき、報告・連絡・相談の連携を図る。
- (ii) 外部の専門機関との連携状況
- 管轄警察署、弁護士と平素から緊密な連携を保ち、連絡・相談・通報先を確保する。
- (iii) 反社会的勢力に対する情報の収集・管理状況
- 本社において警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・特殊暴力防止対策協議会へ、また佐世保造船所において財団法人長崎県暴力団体追放県民会議へ加入し、定期的な研修への参加を通じ情報の収集を図る。

以上

(注) 平成21年9月末まで存在した社是は、下記のとおりであります。

- ① 顧客第一を旨とし、信頼に応え得る品質とサービスを提供する
- ② 技術の研鑽と革新に努め、経営の効率化を図る
- ③ 正しい倫理観をもち、誠実と公正に徹する
- ④ 規律、対話、協調で活力ある明るい会社づくり

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、旧佐世保海軍工廠をルーツとし、昭和21年10月の創業以来、「顧客の信頼に応えうる品質とサービスを提供する」を基本精神に、伝統ある技術と豊富な実績を活かしつつ変革を進め、顧客の長期的な満足を得られる高品質製品の開発と製造販売に注力しております。また平成21年10月1日の会社創立63周年を機に、新たに「企業理念」、「旗印」及び「社員行動指針」を3つの志として制定いたしました。すなわち「伝統と変革」を旗印に、「地元の期待に応え、日本社会の役に立ち、世界からも信頼されるものづくり企業になろう、そうあり続けよう。」の企業理念の下、安全や品質、環境保護を大切にす社員行動指針に沿って事業を行うことで企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。

当社が、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、上記に加えて①船舶分野を中心に長年にわたって培ってきた伝統ある技術力と豊富な実績を基に、得意分野に注力しつつ、顧客のニーズに合った高品質製品を開発・製造すること、②伝統を守り、その強みを活かしつつも、時代の趨勢と社会のニーズに沿った事業形態の変革を実現していくこと、③基地所在の造船所として、顧客、地域社会との間で長期間にわたって築いてきた信頼・協力関係を維持・発展させること、④地域に根ざした事業等を通じて築き上げられた、内外からの信頼と期待に応え得る企業活動を行うこと、等が不可欠であると考えており、これらが中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付等の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行ったりすること等を可能とすることで、当社の企

業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制が必要であると考えております。

## (2) 具体的な取組み

### ① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、一昨年米国金融危機に端を発した世界同時不況に対応して、1年ごとの経営計画に基づいて足許を固めた事業展開の徹底、事業・投資の選択と集中、経営基盤の更なる強化を行ってまいりました。このような着実な経営を行うことで、地元の期待に応え、日本社会の役に立ち、世界からも信頼されるものづくり企業になることを目指しております。

昨年夏ごろからはアジアを中心として世界的に景気回復傾向が鮮明になってまいりましたが、その動きは未だ力強いものにはなっておらず、景気下振れリスクも依然として存在しております。そのため平成20年度にて終了した「新・中期経営計画」に続く中期計画の策定を再度延期し、平成22年度も暫定的に1年ごとの経営計画を策定し、着実にこれを実行していくことといたしました。なお、現下の経済環境における不透明性が改善され、相当程度の事業見通しがつく段階に至った時点において、再度、中期経営計画の策定を行い、中・長期的戦略の推進を行っていく所存です。

なお、創業以来の基本精神である「顧客の信頼に応える品質とサービスを提供する」ことや、伝統ある技術と豊富な実績を活かしつつ変革を進め、顧客の長期的な満足を得られる高品質製品の開発と製造販売を行う事業運営方針はまったく変わっておりません。加えて平成21年10月1日に制定した3つの志、すなわち「企業理念」、「旗印」、及び「社員行動指針」に沿って事業を行うことで、企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。

当社は、1年ごとの経営計画の中で、こうした精神に則って経営を行うことで企業価値・株主共同の利益の向上を行ってまいります。すなわち主力の新造船事業を中核に据えつつ、艦艇・修理船事業と機械事業をさらに強化し、収益力を高めてまいります。

具体的には、(i) 新造船部門については更なる製造コストの引き下げによる競争力の強化と戦略船種の開発・受注活動、(ii) 修理船部門については引き続き地の利を生かした艦艇事業の強化と、一般商船の受注拡大及びコストダウン、(iii) 機械部門ではこれまでの設備投資の効果を最大限發揮してコストダウンを強化するとともに機種拡充により受注量を確保するなどの施策に重点的に取り組んでまいります。なお、当社は、平成21年3月26日開催の取締役会において、事業分野の選択と集中による全社収益力強化の観点から、手持工事完工後に橋梁事業から撤退することを決定しており、平成22年3月末時点にて手持工事はほぼ完工しております。今後は鉄構事業のうち水門・港湾構造物に限定して、

機械事業の一部として継続してまいります。

以上により、引き続き当社の伝統を活かし、さらに時代の変化を先取りすべく自己変革を追求し、全社一丸となって厳しい時代を勝ち抜いていく所存です。

また当社は、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化するため、平成18年6月29日開催の当社第84回定時株主総会において取締役の任期を1年としています。内部統制推進室を中心に会社法及び金融商品取引法の下での内部統制システムの維持強化にも取り組み、また監査室による定期的な内部監査及び業務改善指導を行っており、今後とも一層の企業統治の仕組みの強化と経営の透明性確保を図り、更なる企業価値の向上と株主共同の利益の確保・向上を追求する所存です。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成21年5月15日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策。以下「本プラン」という）を更新することを、株主総会において新株予約権無償割当てに関する事項を含む定款変更案、及び変更後の定款に基づいた新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことの当社取締役会への委任について株主の皆様から承認をいただくことを条件として決議し、平成21年6月24日開催の当社第87回定時株主総会において承認をいただいております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、当社株式について、(i) 買付者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、(ii) 公開買付を行う者の株券等所有割合及びその特別関係者（以下、買付者等と総称します）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付等を対象とします。

当社株式について買付等が行われる場合、当社取締役会は、業務提携に伴う場合など別途認めた場合を除き、買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言及び買付等の情報を記載した「買付説明書」の提出を求め、受領した買付説明書を当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供します。独立委員会において、必要に応じて外部専門家の意見等も踏まえた上で買付説明書及び当社取締役会からの意見や代替案等の評価・比較検討等を行い、また買付者等との交渉や株主の皆様への情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規程に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。この新株予約権は、1円（または当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、本新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会から新株予約権の無償割当て実施に関する事項の株主総会への付議を勧告された場合には、速やかに株主総会を招集し、株主の皆様ご意思の確認を行い、その結果に従います。一方、独立委員会から新株予約権の無償割当て実施もしくは不実施の勧告を受けた場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の決議を行い、実施を決議した場合には株主の皆様に対して新株予約権を無償にて割り当てます。

本新株予約権は、当社取締役会が定める金額を払い込むことによって当社株式が交付されるものですが、平成21年6月24日開催の当社第87回定時株主総会において可決承認された定款第15条に基づき、買付者等による権利行使制限及び当社が当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる条件が付されています。

新株予約権の無償割当て実施後、買付者等以外の株主の皆様により新株予約権が行使された場合、または、当社により買付者等以外の株主の皆様に対して新株予約権と引換えに当社株式が交付された場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。この場合、買付者等の保有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。一方、新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間前日までの間に当社取締役会が必要と判断して実施を決議した場合、もしくは独立委員会が必要と判断

してその旨勧告し、当社取締役会がその実施を決議した場合、当社は割り当てた新株予約権のすべてを無償にて取得することができます。この場合には株主の皆様が保有する1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じません。なお新株予約権の無償割当てが実施され、新株予約権の無償取得もしくは新株予約権との引換えによる当社株式の交付が行われていない場合において、権利行使期間中に株主の皆様が権利行使の手続きを行わない場合はその保有株式の価値に希釈化が生じる場合があります。

本プランの有効期間は、平成21年6月24日開催の当社第87回定時株主総会の終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、当該有効期間の満了前であっても（i）当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または（ii）当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)①に記載した1年ごとの経営計画及びそれに基づく諸施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは前記(2)②に記載したとおり当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。特に本プランは経済産業省及び法務省による買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で更新されているものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、本プランの実施・不実施等の判断に際して当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の評価・判断を経た上で決定されること、独立委員会がその評価・判断の過程において独立した第三者の助言を得ることができること、有効期間が最長約3年と定められた上で、その期間満了前であっても株主総会・取締役会の決議により廃止することが可能であることなどにより公正性・客観性・透明性が担保されており、高度な合理性を有し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

## 連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>46,017</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>40,319</b>
現金及び預金	22,876	支払手形及び買掛金	16,168
受取手形及び売掛金	17,155	設備関係支払手形	610
有 価 証 券	40	短 期 借 入 金	4,068
商 品 及 び 製 品	16	リ ー ス 債 務	30
仕 掛 品	3,143	未 払 法 人 税 等	159
原材料及び貯蔵品	580	前 受 金	16,960
繰延税金資産	308	保証工事引当金	56
そ の 他	1,898	受注工事損失引当金	5
貸倒引当金	△1	そ の 他	2,259
<b>固 定 資 産</b>	<b>34,822</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>15,394</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>28,060</b>	長 期 借 入 金	9,614
建物及び構築物	9,917	リ ー ス 債 務	64
ド ッ ク 船 台	1,300	繰延税金負債	2
機械装置及び運搬具	8,459	退職給付引当金	5,430
工具、器具及び備品	440	特別修繕引当金	35
土 地	7,567	そ の 他	246
リ ー ス 資 産	58	<b>負 債 合 計</b>	<b>55,713</b>
建設仮勘定	317		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>239</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	195	<b>株 主 資 本</b>	<b>24,761</b>
リ ー ス 資 産	31	資 本 金	8,414
電話加入権	11	資 本 剰 余 金	5,148
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,522</b>	利 益 剰 余 金	12,175
投資有価証券	4,052	自 己 株 式	△976
長期貸付金	12	評 価 ・ 換 算 差 額 等	365
繰延税金資産	2,035	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	365
そ の 他	694	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>25,126</b>
貸倒引当金	△271	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>80,840</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>80,840</b>		

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から)  
(平成22年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		63,692
売 上 原 価		52,926
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>10,765</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,734
<b>営 業 利 益</b>		<b>8,031</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	85	
受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	17	
そ の 他	25	129
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	256	
為 替 差 損	384	
そ の 他	118	760
<b>経 常 利 益</b>		<b>7,400</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	73	
そ の 他	70	143
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	91	
固 定 資 産 処 分 損	331	
減 損 損 失	394	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	34	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
そ の 他	16	868
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>6,676</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	790	
過 年 度 法 人 税 等	196	
法 人 税 等 調 整 額	1,955	2,942
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>3,733</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から)  
(平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	残高及び変動事由	金 額
株主資本 資本金	前期末残高	8,414
	当期変動額	—
	当期末残高	8,414
資本剰余金	前期末残高	5,148
	当期変動額	—
	当期末残高	5,148
利益剰余金	前期末残高	9,245
	当期変動額	剰余金の配当 △802
		固定資産圧縮積立金の積立 △17
		買換資産圧縮積立金の取崩 15
		当期純利益 3,733
	当期末残高	12,175
自己株式	前期末残高	△975
	当期変動額	自己株式の取得 △0
	当期末残高	△976
株主資本合計	前期末残高	21,832
	当期変動額	剰余金の配当 △802
		固定資産圧縮積立金の積立 △17
		買換資産圧縮積立金の取崩 15
		当期純利益 3,733
		自己株式の取得 △0
	当期末残高	24,761
評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	前期末残高	△99
	当期変動額	株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 464
	当期末残高	365
評価・換算差額等合計	前期末残高	△99
	当期変動額	株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 464
	当期末残高	365
純資産合計	前期末残高	21,733
	当期変動額	剰余金の配当 △802
		固定資産圧縮積立金の積立 △17
		買換資産圧縮積立金の取崩 15
		当期純利益 3,733
		自己株式の取得 △0
		株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 464
	当期末残高	25,126

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

佐世保重工生産サービス(株)、(株)サセホ興産、(株)つくもサービス、佐世保重工設計(株)、佐重工興産(株)、佐世保マリン・アンド・ポートサービス(株)

(株)西九州商事は、平成22年3月30日付で清算終了した。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当なし

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当なし

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等 1社

伊万里湾ポートサービス(株)

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用会社から除外している。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致している。

### 4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

2. その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

- ② デリバティブの評価基準及び評価方法  
デリバティブ……時価法
  - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、主として原材料及び貯蔵品は個別法及び移動平均法、半成工事は個別法によっている。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっている。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算出する定額法によっている。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
  - ② 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。過去勤務債務は、その発生年度に費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定率法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。
- (重要な会計方針の変更)
- 当連結会計年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用している。
- なお、この変更による当連結会計年度の売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。

- ③ 保証工事引当金  
製品の保証工事費の支出に充てるため、保証期間内の保証工事費用を見積り計上している。
  - ④ 特別修繕引当金  
船舶の特別修繕費の支出に充てるため、過年度の実績を基礎にして修繕見積額を引当計上している。
  - ⑤ 受注工事損失引当金  
未引渡工事のうち、当連結会計年度末時点で損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能な工事について、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上している。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 収益及び費用の計上基準  
当連結会計年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。  
(重要な会計方針の変更)  
請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額1億円以上かつ工期1年超（艦船修理工事については3ヶ月超）の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を当連結会計年度から適用し、当連結会計年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。  
なお、この変更による当連結会計年度の売上高、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。
  - ② ヘッジ会計の処理  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用している。
  - ③ 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
全面時価評価法を採用している。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	3,382百万円
ドック船台	1,300百万円
機械装置及び運搬具	393百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	1,452百万円
投資有価証券	2,683百万円
計	9,212百万円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	1,850百万円
前受金	2,852百万円
長期借入金	6,372百万円
計	11,074百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

38,321百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式 161,955,000株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

平成21年6月24日の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議している。

- ① 配当金の総額 802百万円
- ② 1株当たり配当額 5円
- ③ 基準日 平成21年3月31日
- ④ 効力発生日 平成21年6月25日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成22年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

- ① 配当金の総額 641百万円  
 ② 1株当たり配当額 4円  
 ③ 基準日 平成22年3月31日  
 ④ 効力発生日 平成22年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

## 4. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしている。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	22,876	22,876	—
(2) 受取手形及び売掛金	17,155	17,155	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,025	4,025	—
(4) 支払手形及び買掛金	(16,168)	(16,168)	—
(5) 設備関係支払手形	(610)	(610)	—
(6) 短期借入金	(4,068)	(4,068)	—
(7) 長期借入金	(9,614)	(9,418)	△ 196
(8) デリバティブ	—	—	—

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)設備関係支払手形、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

(8) デリバティブ

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している(上記(7)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額66百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用している。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の駐車場を有している。平成22年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は10百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）、減損損失は155百万円である。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,971	△155	1,816	3,504

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期増減額は、減損損失（155百万円）による減少である。

(注3) 当期末の時価は、不動産鑑定評価額および「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用している。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	156円57銭
1株当たり当期純利益	23円27銭

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月12日

佐世保重工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒田 裕 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉袋政彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐世保重工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐世保重工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸 借 対 照 表

(平成22年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>45,413</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>40,156</b>
現金及び預金	22,397	支払手形	3,503
受取手形	804	設備関係支払手形	610
売掛金	16,208	買掛金	12,678
原材料及び貯蔵品	579	短期借入金	4,068
半成品	3,143	リース債務	29
前払金	1,020	未払金	80
前払費用	41	未払費用	1,748
繰延税金資産	291	未払法人税等	144
未収入金	873	前受金	16,959
その他の	54	預り金	272
貸倒引当金	△1	保証工事引当金	56
<b>固 定 資 産</b>	<b>34,785</b>	受注工事損失引当金	5
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>27,996</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>15,194</b>
建物	5,461	長期借入金	9,614
構築物	4,451	リース債務	62
ドック船台	1,300	退職給付引当金	5,384
機械及び装置	7,411	特別修繕引当金	35
船舶	791	長期未払金	97
車両運搬具	213	<b>負 債 合 計</b>	<b>55,351</b>
工具、器具及び備品	435		
土地	7,567		
リース資産	57		
建設仮勘定	305		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>235</b>	(純資産の部)	
ソフトウェア	194	<b>株 主 資 本</b>	<b>24,487</b>
リース資産	30	資 本 金	8,414
電話加入権	10	資 本 剰 余 金	5,148
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>6,554</b>	資 本 準 備 金	5,148
投資有価証券	3,927	利 益 剰 余 金	11,901
関係会社株式	130	利 益 準 備 金	1,456
出資金	19	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,445
長期貸付金	3	土 地 圧 縮 積 立 金	70
関係会社長期貸付金	28	買換資産圧縮積立金	34
従業員に対する長期貸付金	9	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	25
破産更生債権等	163	繰越利益剰余金	10,314
繰延税金資産	2,034	<b>自 己 株 式</b>	<b>△976</b>
長期未収入金	340	評 価 ・ 換 算 差 額 等	360
その他の	169	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	360
貸倒引当金	△271	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>24,847</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>80,199</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>80,199</b>

# 損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から)  
(平成22年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		62,495
売 上 原 価		51,942
売 上 総 利 益		10,553
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,593
営 業 利 益		7,959
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	84	
受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	17	
そ の 他	24	126
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	256	
為 替 差 損	384	
そ の 他	119	760
経 常 利 益		7,325
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	73	
そ の 他	70	143
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	91	
固 定 資 産 処 分 損	331	
減 損 損 失	394	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	34	
そ の 他	16	868
税 引 前 当 期 純 利 益		6,601
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	756	
過 年 度 法 人 税 等	159	
法 人 税 等 調 整 額	1,953	2,870
当 期 純 利 益		3,730

## 株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から)  
(平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	残高及び変動事由	金 額
株主資本		
資本金	前期末残高	8,414
	当期変動額	—
	当期末残高	8,414
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	5,148
	当期変動額	—
	当期末残高	5,148
資本剰余金合計	前期末残高	5,148
	当期変動額	—
	当期末残高	5,148
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	1,456
	当期変動額	—
	当期末残高	1,456
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	前期末残高	70
	当期変動額	—
	当期末残高	70
買換資産圧縮積立金	前期末残高	57
	当期変動額	買換資産圧縮積立金の取崩 △22
	当期末残高	34
固定資産圧縮積立金	前期末残高	—
	当期変動額	固定資産圧縮積立金の積立 固定資産圧縮積立金の取崩 27 △1
	当期末残高	25
繰越利益剰余金	当期末残高	7,390
	前期末残高	△802
	当期変動額	剰余金の配当 固定資産圧縮積立金の積立 買換資産圧縮積立金の取崩 固定資産圧縮積立金の取崩 当期純利益 △802 △44 38 1 3,730
利益剰余金合計	当期末残高	10,314
	前期末残高	8,974
	当期変動額	剰余金の配当 固定資産圧縮積立金の積立 買換資産圧縮積立金の取崩 当期純利益 △802 △17 15 3,730
自己株式	当期末残高	11,901
	前期末残高	△975
	当期変動額	自己株式の取得 △0
	当期末残高	△976
株主資本合計	前期末残高	21,561
	当期変動額	剰余金の配当 固定資産圧縮積立金の積立 買換資産圧縮積立金の取崩 当期純利益 自己株式の取得 △802 △17 15 3,730 △0
	当期末残高	24,487

(単位：百万円)

科 目	残高及び変動事由	金 額
評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	前期末残高	△98
	当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	458
	当期末残高	360
評価・換算差額等合計	前期末残高	△98
	当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	458
	当期末残高	360
純資産合計	前期末残高	21,463
	当期変動額	剰余金の配当 △802 固定資産圧縮積立金の積立 △17 買換資産圧縮積立金の取崩 15 当期純利益 3,730 自己株式の取得 △0 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 458
	当期末残高	24,847

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、原材料及び貯蔵品は個別法及び移動平均法、半成工事は個別法によっている。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっている。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算出する定額法によっている。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。過去勤務債務は、その発生年度に費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定率法により翌事業年度から費用処理することとしている。

（重要な会計方針の変更）

当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用している。

なお、この変更による当事業年度の売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はない。

#### (3) 保証工事引当金

製品の保証工事費の支出に充てるため、保証期間内の保証工事費用を見積り計上している。

#### (4) 特別修繕引当金

船舶の特別修繕費の支出に充てるため、過年度の実績を基礎にして修繕見積額を引当計上している。

#### (5) 受注工事損失引当金

未引渡工事のうち、当事業年度末時点で損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能な工事について、翌事業年度以降の損失見積額を計上している。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 収益及び費用の計上基準

当事業年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

### (重要な会計方針の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額1億円以上かつ工期1年超（艦船修理工事については3ヶ月超）の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していたが、「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を当事業年度から適用し、当事業年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

なお、この変更による当事業年度の売上高、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はない。

#### (2) ヘッジ会計の処理

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用している。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建	物	2,144百万円				
構	築	物	1,238百万円			
ド	ック	船	台	1,300百万円		
機	械	及	び	装	置	374百万円
船		舶				13百万円
車	両	運	搬	具		5百万円
工	具、器具	及	び	備	品	0百万円
土		地				1,452百万円
投	資	有	価	証	券	2,683百万円
						<u>9,212百万円</u>

#### (2) 担保に係る債務

短	期	借	入	金	1,850百万円
前		受		金	2,852百万円
長	期	借	入	金	6,372百万円
					<u>11,074百万円</u>

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額

38,057百万円

## 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	139百万円
短期金銭債務	223百万円
長期金銭債権	28百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	1,847百万円
営業取引以外の取引による取引高	10百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,478,734株
------	------------

## 5. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

貸倒引当金	47百万円
退職給付引当金	2,180百万円
受注工事損失引当金	2百万円
減損損失	959百万円
その他	537百万円
繰延税金資産小計	3,727百万円
評価性引当額	△1,080百万円
繰延税金資産合計	2,646百万円

#### 繰延税金負債

土地圧縮積立金	△47百万円
買換資産圧縮積立金	△23百万円
固定資産圧縮積立金	△17百万円
その他有価証券評価差額金	△231百万円
繰延税金負債合計	△320百万円
繰延税金資産の純額	2,326百万円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

### 1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 及 び 装 置	75百万円	73百万円	1百万円
車 両 運 搬 具	6百万円	6百万円	0百万円
工具、器具及び備品	130百万円	95百万円	35百万円
ソ フ ト ウ ェ ア	677百万円	556百万円	121百万円
計	890百万円	731百万円	158百万円

取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

### 2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	78百万円
1 年 超	80百万円
合 計	158百万円

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

### 3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	164百万円
減価償却費相当額	164百万円

### 4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	佐重工興産株式会社	土木及び建設業	所有直接 100.0	設備工事の委託等	設備工事の委託等	1,034	未収入金 関係会社 長期貸付金 買掛金	2 28 96

- (注) 1. 取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には含まれている。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
市況、原価等を勘案して適正価格で契約している。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	154円84銭
1株当たり当期純利益	23円25銭

- (注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月12日

佐世保重工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒田 裕 ㊤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉袋政彦 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐世保重工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月13日

佐世保重工業株式会社 監査役会

常勤監査役 内野秀幸 ㊟

常勤監査役 永野健彦 ㊟

監査役 西本恭彦 ㊟

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様様に還元させていただきたく所存です。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
株式1株につき金4円 総額641,905,064円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成22年6月25日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	もりしま ひでかず 森 島 英 一 (昭和16年8月30日生)	昭和39年4月 日商(株)入社 平成7年10月 日商岩井(株)東京本社船舶車両本部副本部長 平成9年7月 同社理事兼国際統括部長 平成11年10月 同社理事兼ソウル支店長 平成12年7月 同社理事兼韓国日商岩井(株)社長 平成14年6月 当社代表取締役専務取締役就任、社長補佐兼営業部門担当 平成16年6月 当社代表取締役副社長就任、社長補佐兼営業部門統括兼鉄構営業本部長 平成17年4月 当社代表取締役副社長、社長補佐兼営業部門統括 平成17年6月 当社代表取締役社長就任 (現在に至る)	95,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
2	かとう よういち 加藤 陽一 (昭和25年11月29日生)	昭和48年4月 当社入社 平成12年7月 当社造船設計部長 平成13年6月 当社常務執行役員、造船設計部長 平成14年8月 当社常務執行役員、佐世保造船所副所 長(設計部門担当) 平成15年6月 当社常務執行役員、佐世保造船所副所 長兼造船設計部長兼艦艇設計部長 平成16年6月 当社常務取締役就任、佐世保造船所副 所長(設計・開発担当) 平成17年6月 当社常務取締役、佐世保造船所長兼開 発担当 平成18年6月 当社常務取締役、生産部門統括兼佐世 保造船所長兼開発担当 平成19年6月 当社常務取締役、新造船事業部長 平成20年6月 当社取締役専務執行役員就任、社長補 佐資材担当兼佐世保造船所長 平成20年10月 当社取締役専務執行役員、社長補佐佐 世保造船所長 (現在に至る)	31,000株
3	みやざき たかのり 宮崎 尊徳 (昭和23年4月11日生)	昭和47年4月 日商岩井(株)入社 平成9年10月 同社東京本社船舶部副部長 平成10年9月 同社インド・ボンベイ駐在員事務所長 平成12年7月 日本アウトソーシング(株)入社 平成14年7月 当社入社 平成15年3月 当社船舶営業本部船舶営業部長 平成16年6月 当社取締役就任、船舶営業本部長兼船 舶営業部長 平成18年6月 当社取締役、営業部門統括補佐兼船舶 営業本部長兼佐世保造船所資材部分掌 平成19年6月 当社常務取締役就任、新造船事業部副 事業部長 平成20年6月 当社取締役専務執行役員就任、社長補 佐新造船事業部長 (現在に至る)	38,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	たねむら てるゆき 種村 輝 幸 (昭和21年4月14日生)	昭和40年4月 当社入社 平成13年12月 当社退職 併エヌエヌユー入社 平成15年6月 当社入社、執行役員就任、機械営業部長 平成16年6月 当社執行役員、機械営業本部副本部長兼機械営業部長 平成17年11月 当社執行役員、機械営業本部副本部長兼機械営業部長兼鉄構事業部鉄構営業本部大阪営業所長 平成18年6月 当社常務執行役員就任、機械営業本部長兼鉄構事業部鉄構営業本部大阪営業所長 平成18年11月 当社常務執行役員、機械営業本部長 平成19年6月 当社常務執行役員、機械事業部長兼大阪支社長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員就任、機械事業部長兼大阪支社長 平成20年11月 当社取締役常務執行役員、機械事業部長兼鉄構事業部長兼大阪支社長 平成21年4月 当社取締役常務執行役員、機械・鉄構事業部長兼大阪支社長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員、機械・鉄構事業部長兼機械・鉄構計画管理部長兼大阪支社長 平成21年10月 当社取締役常務執行役員、機械・鉄構事業部長兼大阪支社長 平成22年4月 当社取締役常務執行役員、機械事業部長兼大阪支社長  (現在に至る)	34,000株
5	ゆした よしふみ 湯下 善文 (昭和28年2月19日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年7月 当社総務調査3部長 平成14年6月 当社執行役員就任、総務調査3部長 平成14年8月 当社執行役員、佐世保造船所副所長 平成19年6月 当社常務執行役員就任、佐世保造船所長 平成20年6月 当社常務執行役員、社長付(研修留学) 平成22年4月 当社常務執行役員、社長付  (現在に至る)	11,000株
6	はしもと えいじ 橋本 英二 (昭和30年12月7日生)	昭和54年4月 新日本製鐵(株)入社 平成15年4月 同社海外営業部長 平成21年4月 同社執行役員就任(厚板事業部長、建材事業部長委嘱)  (現在に至る) 平成21年6月 当社取締役就任  (現在に至る)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
7	ふじかわ ひろみ 藤川 博美 (昭和28年5月5日生)	昭和51年4月 三菱商事㈱入社 平成15年9月 同社退社 平成15年12月 ㈱メタルワン エネルギープロジェ クト事業部長 平成18年1月 同社管掌役員補佐、資源・エネルギー 産業担当 平成19年7月 同社エネルギー産業本部長 平成20年4月 同社執行役員就任、エネルギー産業本 部長 平成21年10月 同社執行役員、第一営業本部長 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 藤川博美氏は㈱メタルワンの執行役員であり、当社は同社との間で鋼材仕入等の取引関係があります。
2. 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 橋本英二、藤川博美の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について  
橋本英二氏につきましては、新日本製鐵㈱の執行役員としての豊富な経験と優れた見識を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。  
藤川博美氏につきましては、㈱メタルワンの執行役員としての豊富な経験と優れた見識を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者の独立性について  
藤川博美氏につきましては、当社の特定関係事業者である㈱メタルワンの業務執行者であります。  
橋本英二、藤川博美の両氏は当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。  
橋本英二、藤川博美の両氏は当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (3) 在任期間について  
橋本英二氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
- (4) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮でき、また、社外取締役として有用な人材を招聘することができるよう、定款第28条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である橋本英二氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結しており、社外取締役候補者である藤川博美氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。  
・社外取締役が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとする。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

森三四氏が平成22年3月31日付で監査役を辞任されておりますので、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
こばやし つとむ 小林 勉 (昭和23年6月22日生)	昭和47年4月 日商岩井㈱入社 平成4年4月 同社欧州会社企画部長 平成11年7月 同社経営企画部副部長 平成14年7月 同社退社 平成14年7月 当社入社 平成15年4月 当社経営企画部長 平成16年6月 当社取締役就任、管理・経理部門統括補佐兼経営企画部長兼人事総務部長 平成17年3月 当社取締役、管理・経理部門統括補佐兼経営企画部長 平成19年3月 当社取締役、コーポレート部門担当補佐兼経営企画部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員就任、コーポレート部門長兼経営企画部長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員、コーポレート部門長  (現在に至る)	34,000株

(注) 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役内野秀幸氏及び西本恭彦氏の補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
きさき あきら 木崎 晃 (昭和10年4月23日生)	昭和34年4月 トヨタ自動車工業㈱入社 昭和61年12月 米国トヨタ自動車販売会社取締役就任、財務役、秘書役 昭和63年9月 トヨタ自動車㈱常勤監査役就任 平成6年6月 ㈱東海理化電機製作所代表取締役社長就任 平成16年6月 同社代表取締役会長就任 平成16年6月 同社相談役 平成18年6月 同社顧問	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 木崎晃氏は、補欠の社外監査役候補者であり、㈱東京証券取引所、㈱大阪証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員要件を満たしております。  
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任

限定契約について

(1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由について

木崎晃氏につきましては、トヨタ自動車㈱等において、財務及び会計に関する実務経験並びに同社の常勤監査役としての実務経験があり、かつ(株)東海理化電機製作所等の経営者として経営管理に精通していることから、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮でき、また、社外監査役として有用な人材を招聘することができるよう、定款第37条において、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、補欠の社外監査役候補者である木崎晃氏につきましては、同氏が監査役に就任された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとする。

## 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会において年額4,100万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、今般、監査体制の一層の充実を図るため常勤監査役を1名増員いたしますこと等を勘案し、監査役の報酬額を年額4,500万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は3名でありますが、第3号議案が承認可決されますと、監査役の員数は4名となります。

以 上

